

南知多ごみ減量化通信

～ 第 7 号 ～

令和2年12月

今回は、①新しい指定ごみ袋、②ごみの出し方クイズ、③事業系ごみについて、お知らせします。

令和3年4月から使う指定ごみ袋

	可燃 (ピンク)	プラスチック製容器包装 (薄い緑)	ミックスペーパー (白)
45L	10枚入 500円 	自由価格 	自由価格 
30L	10枚入 300円 	自由価格 	自由価格 
15L	10枚入 150円 	<ul style="list-style-type: none">● 可燃ごみ用指定ごみ袋は、どこで購入しても同じ価格● 自由価格とは、お店が決める値段● 3月29日(月)または30日(火)の3月最後に可燃ごみが収集されてから、ごみを集積所に出すときは、ピンクの指定ごみ袋で出してください。● 黄色の指定ごみ袋は、5月以降払戻を予定● ミックスペーパーは、これまでと同じ● 可燃ごみとプラスチック製容器包装用の指定ごみ袋は、2月から取扱店で販売します。	

クイズ 「ごみの出し方」

第1問 来年（令和3年）3月31日までは、黄色の指定ごみ袋で集積所に出してもよい。

答え ×

3月の最後の収集日（収集が月・木の場合は29日、火・金の場合は30日）のごみが収集されるまでは、現在の黄色の指定ごみ袋で出せます。それ以降は、新しいピンクの指定ごみ袋で出さないといけません。

第2問 来年（令和3年）の4月1日以降でも、購入済みの黄色の指定ごみ袋であれば集積所に出してもよい。

答え ×

使い切れず残ったとしても、新しいピンクの指定ごみ袋で集積所に出してください。残った黄色の指定ごみ袋は、5月以降に払戻を予定します。できるだけ、計画的に使い切りましょう。

第3問 プラスチック製容器包装とミックスペーパーは、それぞれ指定ごみ袋が決まっている。

答え ○

プラスチック製容器包装は、新しくできる緑色の指定ごみ袋、ミックスペーパーはこれまでと同じ白色の指定ごみ袋に入れて出します。

第4問 プラスチック製容器包装とミックスペーパーの収集日と収集場所は同じである。

答え ○

現在のミックスペーパーの収集日に、プラスチック製容器包装も収集します。収集日も収集場所も同じですが、プラスチック製容器包装とミックスペーパーを同じ袋に入れてはいけません。それぞれ指定された袋に入れ、集積所に出してください。

第5問 プラスチック製容器包装は、プラマークで見分ける。



答え ○

ほとんどの商品に分別するためのプラマークなどが記載されています。判断に迷ったら、このプラマークを探して、見分けましょう。

第6問 プラスチック製品であれば、プラスチック製容器包装の指定ごみ袋に入れて出せばよい。

答え ×

プラスチック製品すべてが、対象ではありません。プラスチック製容器包装の対象は、「商

品を入れるものであって、商品を出したら不要になるもの」です。

例えば、ポリバケツやタッパは、商品を出しても繰り返し使うので不要になりません。このため、可燃ごみに出します。

プラマークがあるかないかで判断しましょう。

第7問	マヨネーズのチューブは、洗って、汚れが取れ、乾かせばプラスチック製容器包装で出す。
-----	---

答え ○

面倒だからといって、洗わず可燃ごみに出さないでください。

第8問	指定ごみ袋の費用を節約するためには、分別が有効である。
-----	-----------------------------

答え ○

これまで可燃ごみに出していたものの中から、プラスチック製容器包装とミックスペーパーの対象となる資源を分けましょう。

例として、1週間に45Lで2袋出しているケースで考えます。

(可燃ごみを収集1回につき1袋出しているとき)

	分別しないとき	しっかり分けたとき
1週間	45L × 2 枚 = 90L 	30L × 3 枚 = 90L 
	可燃 45L が 2 枚 50 円/枚 × 2 枚 = 100 円	可燃 30L が 2 枚とプラスチック製容器包装 30L が 1 枚 (仮に 11 円で計算) 30 円/枚 × 2 枚 + 11 円 × 1 枚 = 71 円
1年間 (52週)	100 円 × 52 週 = 5,200 円	71 円 × 52 週 = 3,692 円
差額	5,200 円 - 3,692 円 = 1,508 円	

プラスチック製容器包装を分けるだけで、1年間で1,508円の差ができます。

現在、収集1回につき2袋、3袋を出しているなら、その差は2倍、3倍に広がります。

このケースでは、45Lから30Lの袋になりましたが、武豊町以北の先行事例では、さらに小さな袋で賄えた例もあります。

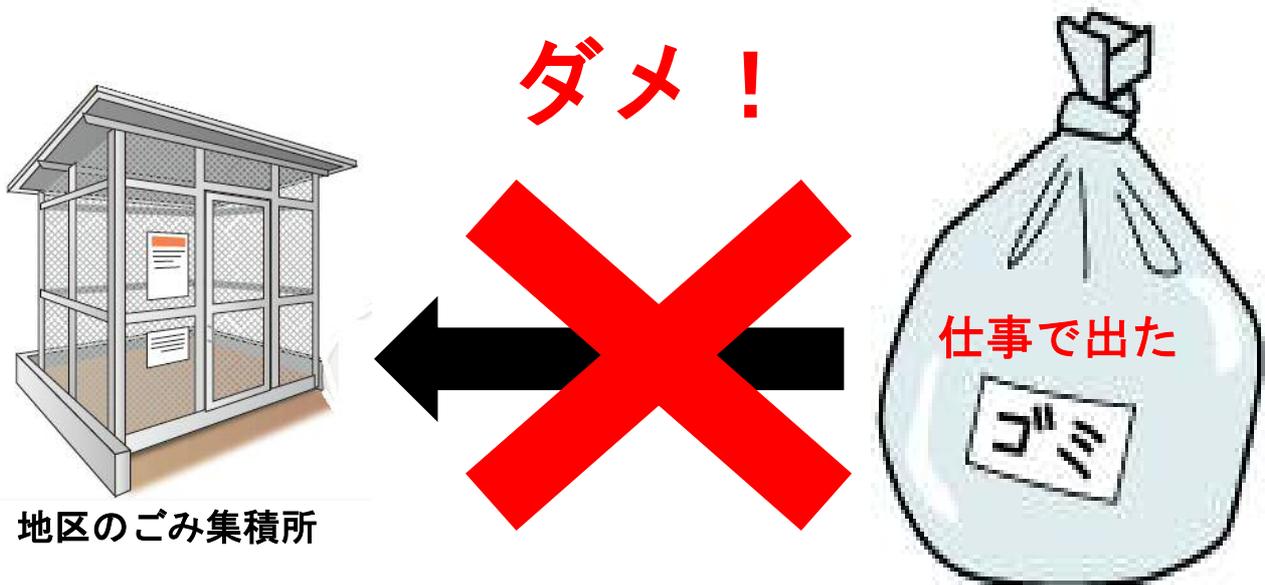
また、ミックスペーパーの分別をしていない方もいます。ミックスペーパーの分別も加えていけば、もっと節約できます。

商売・仕事で出たごみは、集積所に出してはいけません

宿泊施設（ホテル・旅館・民宿）、飲食施設（レストラン、喫茶、食堂）、小売店、製造施設（食品製造、水産加工）、福祉施設（老人ホーム、介護、デイサービス）、建設業、サービス業など、ありとあらゆる商売・仕事（会社、個人問わず）で出るごみを「事業系ごみ」といいます。

事業系ごみは、すべて、①自ら処理施設（クリーンセンター）に搬入するか、②町の許可を得た許可業者に依頼して処理しなければいけません。法律で決まっています。

地区のごみ集積所と分別収集場所（大井に町が設置したエコステーションを含む）は、家庭から出たごみを出すところです。事業系ごみを出してはいけません。



事業系ごみを地区の集積所に出すと、家庭ごみとして収集され、その収集運搬とごみ処理の費用は町が負担しています。本来であれば事業者が負担すべき費用を、住民の皆さんが負担しているのです。

「誰にも言われたいから」、「家のごみとまぜればわからないだろう」、「これくらいならいいだろう」、「経営が苦しいからいいだろう」と考えているのかもしれませんが。

ごみ処理は、事業者の責務です。

ルールを守って、適正に、ごみを処理してください。

お読みになって、ご質問などありましたら、環境課までお問い合わせください。
ごみ減量化通信で回答します。

発行者 南知多町役場 環境課 〒470-3495 南知多町大字豊浜字貝ヶ坪 18
TEL 65-0711 (131・132) Fax 65-0694 E-mail: kankyo@town.minamichita.lg.jp